

(訳文)

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定

目次

前文

第一章 総則

第一条 目的

第二条 一般的定義

第三条 透明性

第四条 公衆による意見提出の手續

第五条 行政上の措置に関連する手續

第六条 審査及び上訴

第七条 行政指導

第八条 腐敗行為及び贈収賄の防止に関する措置

第九条 秘密の情報

第十条 租税

第十一条 一般的例外及び安全保障のための例外

第十二条 他の協定との関係

第十三条 実施取極

第十四条 合同委員会

第十五条 小委員会

第十六条 両締約国間の連絡

第二章 物品の貿易

第十七条 定義

第十八条 物品の分類

第十九条 内国民待遇

第二十条 関税の撤廃

第二十一条 関税上の評価

第二十二条 輸出補助金

第二十三条 非関税措置

第二十四条 二国間セーフガード措置

第二十五条 国際収支の擁護のための制限

第二十六条 物品の貿易に関する小委員会

第二十七条 物品の貿易のための運用上の手続規則

第三章 原産地規則

第二十八条 定義

第二十九条 原産品

第三十条 累積

第三十一条 僅少^{きん}の非原産材料

第三十二条 原産資格を与えることとならない作業

第三十三条 積送基準

第三十四条 組み立ててないか又は分解してある産品

第三十五条 代替性のある産品及び材料

第三十六条 間接材料

第三十七条 附属品、予備部品及び工具

第三十八条 小売用の包装材料及び包装容器

第三十九条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

第四十条 関税上の特惠待遇の要求

第四十一条 原産地証明書

第四十二条 輸出に関する義務

第四十三条 原産地証明書に基づく確認の要請

第四十四条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

第四十五条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

第四十六条 秘密性

第四十七条 虚偽申告に対する罰則及び措置

第四十八条 雑則

第四十九条 原産地規則に関する小委員会

第五十条 原産地規則のための運用上の手続規則

第四章 税関手続

第五十一条 適用範囲

第五十二条 定義

第五十三条 透明性

第五十四条 通関

第五十五条 協力及び情報の交換

第五十六条 税関手続に関する小委員会

第五章 投資

第五十七条 適用範囲

第五十八条 定義

第五十九条 内国民待遇

第六十条 最恵国待遇

第六十一条 一般的待遇

第六十二条 裁判所の裁判を受ける権利

第六十三条 特定措置の履行要求の禁止

第六十四条 留保及び例外

第六十五条 収用及び補償

第六十六条 争乱からの保護

第六十七条 資金の移転

第六十八条 代位

第六十九条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第七十条 一時的なセーフガード措置

第七十一条 信用秩序の維持のための措置

第七十二条 利益の否認

第七十三条 収用を構成する租税に係る課税措置

第七十四条 環境に関する措置

第七十五条 投資に関する小委員会

第六章 サービスの貿易

第七十六条 適用範囲

第七十七条 定義

第七十八条 市場アクセス

第七十九条 内国民待遇

第八十条 追加的な約束

第八十一条 特定の約束に係る表

第八十二条 最恵国待遇

第八十三条 許可、免許又は資格

第八十四条 相互承認

第八十五条 透明性

第八十六条 独占及び排他的なサービス提供者

第八十七条 支払及び資金の移転

第八十八条 国際収支の擁護のための制限

第八十九条 セーフガード措置

第九十条 利益の否認

第九十一条 サービスの貿易に関する小委員会

第七章 自然人の移動

第九十二条 適用範囲

第九十三条 定義

第九十四条 特定の約束

第九十五条 要件及び手続

第九十六条 自然人の移動に関する小委員会

第八章 エネルギー及び鉱物資源

第九十七条 定義

第九十八条 投資の促進及び円滑化

第九十九条 輸入及び輸出の制限

第一百条 輸出許可手続及びその運用

第一百一条 エネルギー・鉱物資源規制措置

第一百二条 環境上の側面

第一百三条 地域社会の開発

第一百四条 協力

第百五条 エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会

第九章 知的財産

第百六条 一般規定

第百七条 定義

第百八条 内国民待遇及び最恵国待遇

第百九条 手続事項

第百十条 透明性

第百十一条 知的財産の保護の啓発の促進

第百十二条 特許

第百十三条 意匠

第百十四条 商標

第百十五条 著作権及び関連する権利

第百十六条 植物の新品種

第一百七十七条 不正競争行為

第一百八条 開示されていない情報の保護

第一百九条 国境措置に係る権利行使

第二百十条 民事上の救済に係る権利行使

第二百十一条 刑事上の制裁に係る権利行使

第二百十二条 協力

第二百十三条 知的財産に関する小委員会

第十章 政府調達

第二百十四条 情報の交換

第二百十五条 政府調達に関する小委員会

第十一章 競争

第二百十六条 反競争的行為に対する取組による競争の促進

第二百十七条 競争の促進に関する協力

第二百二十八条 無差別待遇

第二百二十九条 手続の公正な実施

第二百三十条 第九条2の規定の不適用

第十二章 ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進

第二百三十一条 基本原則

第二百三十二条 ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関する小委員会

第二百三十三条 ビジネス環境の整備に関する連絡事務所

第十三章 協力

第二百三十四条 基本原則

第二百三十五条 協力の範囲及び形態

第二百三十六条 協力の費用

第二百三十七条 協力に関する小委員会

第十四章 紛争解決

第三百三十八条 適用範囲

第三百三十九条 一般原則

第四百十条 協議

第四百十一条 あつせん、調停又は仲介

第四百十二条 仲裁裁判所の設置

第四百十三条 仲裁裁判所の任務

第四百十四条 仲裁裁判手続

第四百十五条 仲裁裁判手続の停止及び終了

第四百十六条 裁定の実施

第四百十七条 期間の変更

第四百十八条 費用

第十五章 最終規定

第四百十九条 目次及び見出し

第百五十条 附属書及び注釈

第百五十一条 一般的な見直し

第百五十二条 改正

第百五十三条 効力発生

第百五十四条 終了

附属書一（第二章関係） 第二十条に関する表

附属書二（第三章関係） 品目別規則

附属書三（第三章関係） 原産地証明書の必要的記載事項

附属書四（第五章関係） 第六十四条1(a)に規定する措置に関する留保

附属書五（第五章関係） 第六十四条3に規定する措置に関する留保

附属書六（第五章関係） 第六十九条21に規定する投資紛争の解決に関する追加的な規定

附属書七（第六章関係） 金融サービス

附属書八（第六章関係） 第八十一条に関する特定の約束に係る表

附属書九（第六章関係） 第八十二条に関する最恵国待遇の免除に係る表

附属書十（第七章関係） 自然人の移動に関する特定の約束

附属書十一（第八章関係） エネルギー・鉱物資源物品の表

附属書十二（第八章関係） 第九十八条2に規定するエネルギー・鉱物資源分野における投資の促進及び

円滑化に関する追加的な規定

前文

日本国及びインドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）は、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な政治的及び経済的きずなを意識し、

そのような二国間関係が、特に、協力、貿易及び投資の円滑化並びに貿易の自由化を通じた互恵的な経済上の連携を構築することにより高められることを信じ、

経済上の連携が協力の推進に向けた有益な枠組みを提供し、この協定において合意された様々な分野における両締約国の共通の利益に役立ち、並びに経済効率の向上並びに貿易、投資及び人的資源の発展をもたらすことを再確認し、

そのような連携が一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の競争力、魅力及び活力を高めるであろうことを認識し、

国際化及び技術の進歩によってもたらされる、活力に満ち、かつ、急速に変化する国際環境が、様々な経済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一 B サービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

二千三年十月八日にインドネシアのバリで署名された日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的な経済上の連携の枠組みに留意し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

- (a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を円滑化し、促進し、及び自由化すること。
- (b) 両締約国における投資財産及び投資活動の保護を強化することを通じ、投資の機会を増大させ、及び

投資活動を促進すること。

- (c) 知的財産の保護を確保し、及びその分野における協力を促進すること。
- (d) 両締約国の政府調達制度の透明性を高め、及び政府調達の分野における両締約国の相互の利益のための協力を促進すること。

- (e) 反競争的行為に対する取組によって競争を促進し、及び競争の促進に関して協力すること。

- (f) 両締約国におけるビジネス環境を整備すること。

- (g) この協定において合意された分野における一層緊密な協力を強化するための枠組みを設定すること。

- (h) この協定の実施及び適用並びに紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

第二条 一般的定義

1 この協定の適用上、

- (a) 「区域」とは、

- (i) 日本国については、日本国の領域並びにその領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であって、日本国が国際法及び日本国の法令に基づき主権的権利又は管轄権を行使するすべてのもの

をいう。

(ii) インドネシアについては、領土、領海（海底及びその下を含む。）、群島水域、内水及びこれらの上空並びに大陸棚及び排他的経済水域であつて、インドネシアの法令に定めるところにより、かつ、千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づきインドネシアが主権、主権的権利又は管轄権を有するものをいう。

(b) 「税関当局」とは、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。日本国については財務省をいい、インドネシアについては関税・消費税総局をいう。

(c) 「サービス貿易一般協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(d) 「千九百九十四年のガット」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(e) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定め

る商品の名称及び分類についての統一システムであつて、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(f) 「両締約国」とは、日本国及びインドネシアをいい、「締約国」とは、日本国又はインドネシアをいう。

(g) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

2 1(a)の規定は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務（千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づく権利及び義務を含む。）に影響を及ぼすものではない。

第三条 透明性

1 各締約国は、自国の法令及び自国が締結している国際協定であつて、この協定の対象となる事項に関するものを公に利用可能なものとする。

2 各締約国は、1に規定する法令について責任を有する権限のある当局の名称及び住所を公に利用可能な

ものとする。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、当該他方の締約国に情報を提供する。

4 各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令を導入し、又は変更する場合には、利害関係者がそのような導入又は変更を知ることを可能とするため、適当な措置をとるよう努める。

第四条 公衆による意見提出の手續

各締約国政府は、自国の法令に従つて、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を事前に公表し、及び当該規制を設定する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第五条 行政上の措置に関連する手續

1 締約国政府の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従つて、次の事項を行うよう努める。

(a) 3に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請

が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b) 申請者の要請があつた場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2 締約国政府の権限のある当局は、自国の法令に従つて、提出された申請に対して行う行政上の決定の基準を定めるものとし、また、次の事項を行うよう努める。

(a) そのような基準をできる限り具体的なものとする。

(b) そのような基準を、それが自国政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り、公に利用可能なものとする。

3 締約国政府の権限のある当局は、自国の法令に従つて、次の事項を行うよう努める。

(a) 自己による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めるところ。

(b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとする。

4 締約国政府の権限のある当局は、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に

従って、当該者に対し次の通知及び機会を与えるよう努める。

(a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第六条 審査及び上訴

1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する自国政府による行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、自国の法令に従って、司法裁判所又は司法上の訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、公平なものとし、及びそのような行為の行政上の実施について責任を有する当局から独立していなければならない。

2 各締約国は、当該裁判所又は訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、自国の法令によって定められる上訴又は更なる審査の手續に従うことを条件として、問題となつてゐる自国政府による行為に関し、2 (b)の決定が関係当局によって実施されることを確保する。

第七条 行政指導

1 この条の規定の適用上、「行政指導」とは、締約国政府の権限のある当局による指導、勧告又は助言であつて、行政上の目的を達成するため、ある者に対し、一定の作為又は不作為を要求するものであるが、当該者の権利及び義務を創設し、又はこれらの権利及び義務に制限を課し、若しくはいかなる意味においても影響を及ぼすものではないものをいう。

2 締約国政府の権限のある当局は、この協定の対象となる事項に関し行政指導を行う場合には、当該行政指導が自らの権限の範囲を超えないことを確保するものとし、また、関係者に対し任意の協力によらないで当該行政指導に従うことを要求してはならない。

3 当該権限のある当局は、自国の法令に従い、当該関係者が当該行政指導に従わないことのみを理由として不利益に取り扱われないことを確保する。

4 当該権限のある当局は、当該関係者の要請があつた場合には、自国の法令に従い、当該関係者に対し当該行政指導の目的及び内容を書面により提示する。

第八条 腐敗行為及び贈収賄の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為及び贈収賄を防止し、及びこれらを阻止するための取組を行うために、適当な措置をとる。

第九条 秘密の情報

1 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供する情報の秘密性を保持する。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、一方の締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が自国の法令の実施を妨げ、その他自国の公共の利益に反し、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害するであろうものを他方の締約国に提供するように要求するものではない。

第十条 租税

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、両締約国間で効力を有する租税条約に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該租税条約が優先する。

3 第三条及び前条の規定は、この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該措置について適用する。

第十一条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 次章から第五章（第六十六条を除く。）まで及び第八章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 第五章（第六十六条を除く。）から第七章までの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

3 一方の締約国は、1又は2の規定に従って、第五章（第六十六条を除く。）の規定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該措置をとる前に、又はその後できる限り速やかに、他方の締約国に対し当該措置の概要を通報するよう妥当な努力を払う。

4 第九章の規定の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十二条 他の協定との関係

1 両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2 この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、世界貿易機関設立協定が優先する。

3 この協定と両締約国が締結している協定（世界貿易機関設立協定を除く。）とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

第十三条 実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第十四条 合同委員会

1 ここに合同委員会を設置する。

2 合同委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この協定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
- (b) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。
- (c) この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。
- (d) 次のものを採択すること。

(i) 第二十七条及び第五十条にそれぞれ規定する物品の貿易のための運用上の手続規則及び原産地規則のための運用上の手続規則

(ii) 必要な決定

(e) 両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3 (a) 合同委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b) 合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

4 合同委員会は、その規則及び手続を定める。

5 合同委員会は、両締約国が合意する時期において会合する。合同委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、日本国及びインドネシアにおいて交互に開催する。

第十五条 小委員会

1 ここに次の小委員会を設置する。

(a) 物品の貿易に関する小委員会

(b) 原産地規則に関する小委員会

(c) 税関手続に関する小委員会

(d) 投資に関する小委員会

(e) サービスの貿易に関する小委員会

- (f) 自然人の移動に関する小委員会
- (g) エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会
- (h) 知的財産に関する小委員会
- (i) 政府調達に関する小委員会
- (j) ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関する小委員会
- (k) 協力に関する小委員会
- 2 (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国の合意により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。
- (b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。
- 3 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。
- 4 小委員会は、必要に応じ、その規則及び手続を定める。
- 5 小委員会は、作業部会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

第十六条 両締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第二章 物品の貿易

第十七条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「二国間セーフガード措置」とは、第二十四条1に規定する二国間セーフガード措置をいう。
- (b) 「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。
- (c) 「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

- (d) 「輸出補助金」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定（以下この章において「農業協定」という。）第九条1(a)から(f)までに掲げる輸出補助金をいう。

(e) 「原産品」とは、次章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(f) 「その他のすべての種類の課徴金」とは、千九百九十四年のガット第二条1(b)に規定するその他のすべての種類の租税又は課徴金をいう。

(g) 「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十四条9(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(h) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(i) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十八条 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十九条 内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。

第二十条 関税の撤廃

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2 両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

3 一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入に対して又はその輸入に関連して課されるその他のすべての種類の課徴金が存在する場合には、これらの課徴金を撤廃する。いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入に対して又はその輸入に関連して課されるその他のすべての種類の課徴金を導入してはならない。

4 この条のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の産品の輸入について、次のものを随時課することを妨げるものではない。

(a) 輸入される当該産品と同種の国内産品に対し、又は輸入される当該産品の全部若しくは一部がそれか

ら製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(b) 千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(c) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

5 特定の産品に関し最恵国待遇に基づいて適用される自国の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率に等しくなり、又はこれより低くなる場合には、一方の締約国は、他方の締約国に対し、その撤廃又は引下げを遅滞なく通報する。

6 特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。

第二十一条 関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二十二条 輸出補助金

いずれの締約国も、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第二十三条 非関税措置

一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し、又は維持してはならない。

第二十四条 二国間セーフガード措置

1 一方の締約国は、第二十条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果

として、当該原産品が増加した数量（絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となつているときは、この条の規定に従うことを条件として、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a) この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 二国間セーフガード措置をとる時点における実行最惠国税率

(ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最惠国税率

2 各締約国は、附属書一の自国の表に従つて適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度として輸入される原産品について、二国間セーフガード措置をとってはならない。

3 (a) 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（以下この条において「セー

フガード協定」という。）第三条及び第四条２の規定に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

- (b) (a)に規定する調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならぬ。

4 次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

- (a) 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。
 - (i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する３(a)に規定する調査を開始する場合
 - (ii) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合
- (b) (a)に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次の事項を含める。

- (i) (a)(i)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の

日付

- (ii) (a) (ii)の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とらうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間
- (c) 二国間セーフガード措置をとらうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、3 (a)に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び5に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を与える。
- (d) 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、四年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができ、延長を含めた合計期間は、五年を超えないものとする。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e) 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

(f) 二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

5 (a) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

(b) 両締約国が4(c)に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合には、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であつて、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができ、譲許の適用を停止する権利を有する当該締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最

小限度の、かつ、当該二国間セーフガード措置が適用されている期間に限り、これを行使することができる。

6 この章のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの規定に従い原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(a) 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定

(b) 農業協定第五条の規定

7 各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

8 各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

9 (a) 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしていること又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、1 (a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的

な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b) 一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c) 暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、3に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、4(d)に規定する期間に算入される。

(d) 4(f)、7及び8の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる3(a)に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているとの、又は引き起こすおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

10 4(a)及び9(b)に規定する書面による通報その他の両締約国間の連絡は、英語で行う。

11 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から五年を経過した後、必要

に応じ、この条の規定について見直しを行う。

第二十五条 国際収支の擁護のための制限

1 この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2 この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二十六条 物品の貿易に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
- (b) この章の規定に関連する問題について討議すること。

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 次条に規定する物品の貿易のための運用上の手続規則に関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(e) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第二十七条 物品の貿易のための運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日、物品の貿易のための運用上の手続規則を採択する。両締約国の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第三章 原産地規則

第二十八条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給について又はその発給を行う団体の指定について、責任を負う当局をいう。日本国については経済産業省をいい、インドネシアについては商業省をいう。

(b) 「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であつて、当該輸出締約国の関係法令に従い、当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(c) 「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船又は船舶をいう。

(i) 当該締約国において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) 両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国の国民であること。

(d) 「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(e) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている、又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもつて足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(f) 「輸入者」とは、輸入締約国の関係法令に従い、当該輸入締約国に産品を輸入する者をいう。

(g) 「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

- (i) 燃料及びエネルギー
- (ii) 工具、ダイス及び鋳型
- (iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品
- (iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウ

ンド材その他の産品

(v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品

(vi) 試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(vii) 触媒及び溶剤

(viii) 他の産品に組み込まれていないその他の産品であつて、当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの

(h) 「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。

(i) 「締約国の原産材料」とは、締約国の原産品であつて、当該締約国において他の産品の生産に使用されるもの（第三十条１の規定に従つて当該締約国の原産材料とみなすものを含む。）をいう。

(j) 「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために通常使用される産品であつて、第三十八条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(k) 「関税上の特惠待遇」とは、第二十条１の規定に従つて輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

- (1) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

第二十九条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、2に定めるもの
- (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品
- (c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書二に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

2 1(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

- (a) 生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
- (b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
- (c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品
- (d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

- (e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
- (f) 当該締約国の船舶により、他方の締約国に属しない海から得られる水産物その他の産品
- (g) 他方の締約国外における当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品
- (h) 当該締約国外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
- (i) 当該締約国において収集される産品であつて、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
- (j) 当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの
- (k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料
- (1) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

3 1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。

4 (a) 1(c)の規定の適用上、附属書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従って算定される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。

(b) 産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡し of の価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「V N M」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。

- 5 (a) 産品の本船渡しの際の価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4 (b)に規定するF O Bは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

- (b) 産品の本船渡しの際の価額が存在しない場合には、4 (b)に規定するF O Bは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

- 6 4 (b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

- (a) 関税評価協定に従って決定される価額であつて、当該産品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの

- (b) 当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品

の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

7 産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該産品のVNMには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

8 5(b)又は6(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。

第三十条 累積

1 産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

2 産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため前条4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が同条1(c)の規定に従って当該締約国の原産品となることを条件とする。

第三十一条 僅少^{きん}の非原産材料

附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。

第三十二条 原産資格を与えることとしない作業

産品については、次の作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない。

- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保管することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) (a)から(f)までの作業の組合せ

第三十三条 積送基準

1 他方の締約国の原産品であつて、次のいずれかの条件を満たすものは、積送基準を満たす原産品とする。

- (a) 当該他方の締約国から直接輸送されること。
- (b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合には、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこ

と。

- 2 他方の締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該他方の締約国の原産品とみなさない。

第三十四条 組み立ててないか又は分解してある産品

- 1 第二十九条から第三十二条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

- 2 締約国において組み立ててないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であつて、その材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品として当該締約国に輸入されるものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立ててないか又は分解してある産品の非原産材料が組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国に輸入されていたならば、当該産品が第二十九条から第三十二条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限る。

第三十五条 代替性のある産品及び材料

1 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2 代替性のある締約国の原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第三十六条 間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三十七条 附属品、予備部品及び工具

1 製品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該製品とともに納入される附属品、予備部品又は工具であつて、当該製品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たす場合には、考慮しない。

(a) 当該附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該製品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該製品の仕入書と別立てにされないこと。

(b) 当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該製品について慣習的なものであること。

2 製品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該製品の原産資格割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に依じて当該製品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十八条 小売用の包装材料及び包装容器

1 製品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器であつ

て、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類されるものについて、考慮しない。

- 2 産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に依じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十九条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、次のとおりとする。

- (a) 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。

- (b) 産品の原産資格割合を算定するに当たり、生産される場所のいかんを問わず、当該産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第四十条 関税上の特惠待遇の要求

- 1 輸入締約国は、関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証

明書の提出を要求する。

2 1の規定にかかわらず、輸入締約国は、その課税価額の総額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入については、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しない。

3 輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a) 通し船荷証券の写し

(b) 当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であつて、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

第四十一条 原産地証明書

1 前条1に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられたその代理人によって行われる書面によ

る申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。当該原産地証明書には、附属書三に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。

3 輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この章において「指定団体」という。）を通報する。

4 両締約国は、この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に、第五十条に規定する原産地規則のための運用上の手続規則において、英語による原産地証明書の様式を定める。

5 原産地証明書は、英語で記入する。

6 発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用され、かつ、当該原産地証明書が発給された日の後十二箇月間有効なものとする。

7 製品の輸出者が輸出締約国に所在する当該製品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれか

の申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a) 当該輸出者が当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出する申告書であつて、当該製品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

(b) 輸出締約国の関係法令に従い、当該輸出者の要請により、当該製品の生産者が当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

8 原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する製品の生産者であつて7(b)に規定するものが、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後によりのみ発給される。

9 輸出締約国の権限のある政府当局は、当該権限のある政府当局又はその指定団体が使用する署名の見本及び印章の図案を輸入締約国に提供する。

10 各締約国は、権限のある政府当局又はその指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。

第四十二条 輸出に関する義務

各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する製品の生産者であつて前条7(b)に規定するものが、次の事項を行うことを自国の法令に従つて確保する。

(a) 産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通知すること。

(b) 当該原産地証明書の発給の日の後五年間、産品が輸出締約国の原産品であることに關する記録を保管すること。

第四十三条 原産地証明書に基づく確認の要請

1 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後六箇月以内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後四箇月以内に提供する。

3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であつて第四十一条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するように要請することができる。

第四十四条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

1 輸入締約国の税関当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、次の事項を行うことができる。

(a) 輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局（当該税関当局は、当該輸入締約国の必要な専門知識を有する他の政府職員を伴うことができる。）の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であつて第四十一条7(b)に規定するものの施設

を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。

(b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であつて、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して訪問の間又はその後に要請すること。

2 輸入締約国の税関当局は、1又は6の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3 2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

(a) 当該書面を送付する輸入締約国の税関当局を特定する事項

- (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する製品の生産者の氏名又は名称
- (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
- (d) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の製品の明記を含む。）
- (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員及び必要な専門知識を有する他の政府職員の氏名及び官

職

4 輸出締約国は、1又は6の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

5 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1又は6の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

6 (a) 輸入締約国の税関当局は、例外的であると認める場合には、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の前又はその間に、輸出締約国に対し1に規定する要請を行うことができる。

- (b) (a)に規定する要請を行う場合には、前条の規定は、適用しない。

第四十五条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

1 輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の税関当局は、その通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができる。

3 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

(a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第四十三条2又は前条5に規定する期間内に回答しない場合

(b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合

(c) 第四十三条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該輸出品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

4 輸入締約国の税関当局は、場合に依りて第四十三条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前条に規定する訪問の対象となった輸出处又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、当該決定を通報する。

第四十六条 秘密性

1 各締約国は、この章の規定に従って自国に対し秘密のものとして提供される情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。

2 輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って入手する情報については、

(a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが使用することができる。

(b) 外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて、当該情報の要請が行われ、かつ、当該情報が提供される場合を除くほか、当該輸入締約国は、裁判所又は裁判官が行ういかなる刑事手続においても使用してはならない。

第四十七条 虚偽申告に対する罰則及び措置

1 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する製品の生産者であって第四十一条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び当該生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。

2 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する製品の生産者であって第四十一条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞

なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び当該生産者に対して適当と認める措置をとる。

第四十八条 雑則

1 輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、英語で行う。

2 附属書二に定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるか否かの決定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。

第四十九条 原産地規則に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) 次の事項に関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
 - (i) この章の規定の実施及び運用
 - (ii) いずれかの締約国が提案する附属書二又は附属書三の改正
 - (iii) 次条に規定する原産地規則のための運用上の手続規則

(b) この章の規定に関連する問題について討議すること。

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第五十条 原産地規則のための運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日、原産地規則のための運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある政府当局その他の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第四章 税関手続

第五十一条 適用範囲

1 この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

2 この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従い、かつ、各締約国の税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で実施される。

第五十二条 定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、移動又は蔵置に関する法令であつて、その運用及び執行についての責任が特に各締約国の税関当局に課されるもの並びに各締約国の税関当局がその法令上の権限に基づいて定める規則をいう。

第五十三条 透明性

1 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を公に利用可能なものとすることを確保する。

2 各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮することができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとするよう努める。ただし、事前に周知することができない場合は、この限りでない。

3 各締約国は、適当な場合には、自国の関税法令に関し両締約国の利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報を、できる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、当該利害関係者が知るべきであると考えその他の適切な情報も併せて提供するよう努める。

第五十四条 通関

1 両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2 各締約国は、1に規定する目的を達成するため、次の事項を行う。

(a) 情報通信技術を利用すること。

(b) 自国の税関手続を簡素化すること。

(c) 関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。

(d) 適当な場合には、自国の税関当局と次の当局等との間の協力を促進すること。

(i) 自国の他の国内当局

(ii) 自国の貿易関係者

3 各締約国は、影響を受ける当事者に対し、税関に係る事項についての自国による行為に関する行政上及び司法上の審査手続であって利用可能なものを提供する。

第五十五条 協力及び情報の交換

1 両締約国は、税関手続（規制品及び禁制品の取引の取締り並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りを含む。）の分野において相互に協力し、及び情報を交換する。

2 そのような協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

第五十六条 税関手続に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b) この章に関連して、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

2 第十五条2の規定を適用するほか、小委員会の構成については、実施取極で定める。

第五章 投資

第五十七条 適用範囲

1 この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、次の事項に関するものについて適用する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

2 この章の規定と次章の規定とが抵触する場合には、次のとおりとする。

(a) 第五十九条、第六十条及び第六十三条の規定の対象となっている事項に関しては、この章の規定と次章の規定とが抵触する限度において、同章の規定が優先する。

(b) (a)に規定する事項以外の事項に関しては、この章の規定と次章の規定とが抵触する限度において、この章の規定が優先する。

3 この章の規定は、締約国の自然人の移動に影響を及ぼす措置については、適用しない。

第五十八条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配し

ているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、組織又は会社を含む。）をいう。

(b)(i) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(c) 「他方の締約国の企業」とは、他方の締約国の関係法令に基づいて設立され、又は組織される企業をいう。

(d) 「金融サービス」とは、附属書七第一節2(a)(i)において定義する金融サービスをいう。

(e) 「自由交換可能通貨」とは、国際取引上の支払を行うため現に広範に使用され、かつ、主要な為替市場において広範に取引されている通貨をいう。

(f) 「投資財産」とは、投資家により関係法令に従って投資されるすべての種類の資産をいい、当該投資財産には、例えば次のものを含む。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(iii) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権（その貸付債権から派生する権利を含む。）

(iv) 契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）

(v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi) 知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、集積回路の回路配置利用権並びに植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(vii) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(viii) 他のすべての財産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の当該財産に関する権利

注釈1 投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び

手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

注釈2 この(f)(ii)及び(iii)の規定の適用上、締約国は、当該締約国が採用する無差別的かつ客観的な基準を用いて決定するポートフォリオ投資による投資財産を無差別の原則に基づいて除外することができるとができる。

(g) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分をいう。

(h) 「他方の締約国の投資家」とは、他方の締約国の国民又は企業をいう。

(i) 「他方の締約国の国民」とは、他方の締約国の関係法令に基づいて当該他方の締約国の国籍を有する自然人をいう。

(j) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(k) 「資金の移転」とは、資金の移転及び国際支払をいう。

第五十九条 内国民待遇

1 一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、当該一方の締約国がこの章の規定に基づいて当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものであってはならない。

第六十条 最恵国待遇

一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六十一条 一般的待遇

一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。

第六十二条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり司法裁判所及び行政裁判所の裁判を受け、並びに行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六十三条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関連して、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為

替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 特定の国籍を有する者を取締役又は役員に任命すること。

(g) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(h) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(i) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関連して、利益の付与又はその継続のための条件として1(g)から(i)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

第六十四条 留保及び例外

1 第五十九条、第六十条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置であつて、附属書四に掲げる分野又は事項に関するもの

(i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はインドネシアの州

(b) (a)(ii)に規定する都道府県及び州以外の地方の政府によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第五十九条、第六十条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 一方の締約国は、他方の締約国に対し、この協定の効力発生の日に1(a)に規定する適合しない措置に関する次の情報を通報する。

(a) 当該措置を維持する分野又は事項

- (b) 当該措置に関連する国内産業分類又は国際産業分類（該当するものがある場合）
 - (c) 当該措置を維持する政府の段階
 - (d) 当該措置が適合しないこの協定に基づく義務
 - (e) 当該措置の法的根拠
 - (f) 当該措置の簡潔な説明
- 3 第五十九条、第六十条及び前条の規定は、附属書五に掲げる分野又は事項に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。
- 4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日において附属書五に掲げる分野又は事項に関する適合しない措置を維持する場合には、他方の締約国に対し、当該日に当該措置に関する次の情報を通報する。
- (a) 当該措置を維持する分野又は事項
 - (b) 当該措置に関連する国内産業分類又は国際産業分類（該当するものがある場合）
 - (c) 当該措置が適合しないこの協定に基づく義務
 - (d) 当該措置の法的根拠

(e) 当該措置の簡潔な説明

5 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書五に掲げる分野又は事項に関する措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。ただし、関係当局による当初の承認に別段の定めがある場合は、この限りでない。

6 一方の締約国が、この協定の効力発生の日の後に、2又は4の規定に基づいて通報する適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書五に掲げる分野若しくは事項に関する新たな措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに、次の事項を行う。

(a) その改正若しくは修正又は当該新たな措置についての詳細な情報を他方の締約国に対し通報すること。

(b) 他方の締約国の要請があつた場合には、当該改正若しくは修正又は当該新たな措置に関して、当該他方の締約国の個別の質問に応ずること。

7 各締約国は、適当な場合には、附属書四及び附属書五にそれぞれ掲げる分野又は事項に関して採用し、

又は維持する適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

8 第五十九条及び第六十条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

9 第五十九条、第六十条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第六十五条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 正当な法の手続及び第六十一条の規定に従って行われるものであること。

(d) 2 から 4 までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の時から支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づく利子を含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由交換可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の司法裁判所若しくは行政裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に申立てをする権利を有する。ただし、第六十九条の規定の適用を妨げない。

第六十六条 争乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事

件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

- 2 1に規定する解決方法として支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由交換可能通貨に自由に変換することができるものとする。

第六十七条 資金の移転

- 1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞することなく行われることを確保する。この資金の移転には、次のものの移転を含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益
- (c) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

- (d) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
 - (e) 当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する当該他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬
 - (f) 前二条の規定に従つて行われる支払
 - (g) 第六十九条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、更に、そのような資金の移転が自由交換可能通貨により資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
- (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
 - (b) 証券の発行、交換又は取引
 - (c) 刑事犯罪
 - (d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第六十八条 代位

1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づく支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の承認を行う。

(a) 当該支払の前提となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認すること。

(b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認すること。

2 前三条の規定は、1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転について準用する。

第六十九条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家であって、当該投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務の違反の疑いを理由とする、又はその違反の疑いから

生ずる損失又は損害を被ったものとの間の紛争をいう。

2 投資紛争は、可能な限り、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）と投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）との間の友好的な協議又は交渉により解決する。

3 この条のいかなる規定も、紛争投資家が、紛争締約国内において、当該紛争締約国の法令に従い行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

4 紛争投資家から書面により2に規定する協議又は交渉の要請があつた日から五箇月以内に、投資紛争が協議又は交渉により解決されない場合において、当該紛争投資家が、解決のために司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関に当該投資紛争を付託しなかつたときは、当該紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a) 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、ICS ID条約が両締約国間で効力を有しない場合に限る。

(c) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会によって採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5 適用される調停又は仲裁の規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する調停又は仲裁を規律する。

6 4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争が付託される少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

(a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所

(b) 当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定のいずれの規定について違反があったとされるかについて

の特定を含む。)

(c) 4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの

7 (a) 各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁に付託することに同意する。

(b) (a)の規定による同意及び紛争投資家による投資紛争の調停又は仲裁への付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。

(i) 紛争の両当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章の規定及び投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(ii) 書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

8 7の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

9 4の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又は

その申立てに係る手続を継続することができる。

- 10 4の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、11及び12の規定の要件に従うことを条件として、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ICSID」という。）の事務局長に対し、ICSIDの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

- 11 第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによつても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

- 12 各紛争当事者は、4に規定する仲裁の場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れら

れない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、ICSIDの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によって指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

13 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約を締結している国において行う。

14 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び適用可能な国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する。

15 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出されたすべての主張書面の写し

16 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

17 仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置

（紛争当事者のいずれかが所持し、又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じ、又は1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

18 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断

(b) 違反があつた場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)の一方又は双方に限られる。

(i) 損害賠償金及び適当な利子の支払

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

19 18の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国

は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

20 いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4の規定に従って仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え、又は国家間の請求を行ってはない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この20の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

21 附属書六は、投資紛争の解決に関する追加的な規定を定める。

第七十条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第五十九条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第六十七条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができらる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をも

たらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a) 国際通貨基金協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

3 この条のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第七十一条 信用秩序の維持のための措置

1 この章の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 当該措置は、この章の規定に適合しない場合には、この章の規定に基づく当該締約国の約束又は義務を

回避するための手段として用いてはならない。

第七十二条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第七十三条 収用を構成する租税に係る課税措置

1 第六十五条の規定は、租税に係る課税措置が同条1に規定する収用を構成する限度において、当該措置について適用する。

2 第六十五条の規定が1の規定に従い租税に係る課税措置に適用される場合には、第六十二条及び第六十条の規定を当該措置について適用する。

3 2の規定にかかわらず、当該措置が収用に当たらないことが4の規定に従って決定された場合には、いずれの投資家も、第六十五条の規定を第六十九条の規定に基づく投資紛争の根拠として援用することができない。

4 投資家は、第六十九条6の規定に従って書面による通報を行う時に、当該措置が収用に当たるか否かを決定するために、第十六条に定める連絡部局を通じ、両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合、又は検討したが、送付を受けてから五箇月以内に当該措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、第六十九条の規定により投資紛争を調停又は仲裁に付託することができる。

5 2から4までの規定は、この協定の効力発生後に制定され、又は改正される法令の形式で、又は当該法令の適用に当たりとられる租税に係る課税措置についてのみ適用する。

注釈 インドネシアについては、この5に規定する租税に係る課税措置は、租税に関する行政当局により、関連法令の適用に当たりとられる措置を含まない。

6 4の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

- (a) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。ただし、財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。
- (b) インドネシアについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

第七十四条 環境に関する措置

一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第七十五条 投資に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される投資に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
- (b) 第六十四条に規定する特定の留保及び例外について見直しを行うこと。
- (c) この章の規定に関連する問題について討議すること。
- (d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (e) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第六章 サービスの貿易

第七十六条 適用範囲

- 1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。
- 2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に

影響を及ぼすものを除く。

- (i) 航空機の修理及び保守のサービス
- (ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
- (iii) コンピュータ予約システムのサービス
- (b) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの
- (c) 締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）
- (d) 締約国の自然人の移動に影響を及ぼす措置（附属書八の特定の約束に係る表に別段の定めがある場合を除く。）

- (e) 一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

- (f) 政府調達

3 附属書七は、金融サービスに関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

第七十七条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持

(c) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(d) 「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合併

企業、個人企業及び団体を含む。」をいう。

(e) 「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する

法人

(A) 他方の締約国の自然人

(B) (i)に規定する他方の締約国の法人

(f) (i) 法人が締約国又は第三国の者によって「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 法人が締約国又は第三国の者によって「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(g) 「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

注釈 「措置」には、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内の租税に係る課税措置を含める。

(h) 「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(i) 締約国の中央又は地方の政府及び機関がとる措置

(ii) 非政府機関が、締約国の中央又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとる措置

(i) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の締約国の措置を含む。

(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、当該締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 当該締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

- (j) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。
- (k) 「締約国の自然人」とは、締約国内に居住しているか否かを問わず、当該締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。
- (l) 「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。
- (m) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。
- (n) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。
- (o) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。
 - (i) 他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送サービスについては、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。
 - (ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス

提供者が提供するサービス

(p) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(q) 「サービス提供者」とは、サービスを提供しようとし、又は提供している者をいう。

注釈 法人がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、当該サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、この章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が当該業務上の拠点を通じて与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される締約国の区域外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(r) 「公的企業」とは、締約国政府が所有し、又は支配している企業をいう。

(s) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(t) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）

を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(u) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であつて他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国の区域内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(v) 「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送

力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第七十八条 市場アクセス

1 一方の締約国は、前条(u)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書八の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 締約国は、前条(u)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(u)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2 締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書八の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈 この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e) サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第七十九条 内国民待遇

1 一方の締約国は、附属書八の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の規定の義務を履行することができる。

3 一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の措置であつて両締約国間の二重課税の回避のための国際協定の適用対象となるものについては、第十四章の規定の適用上、1から3までの規定を援用してはならない。

第八十条 追加的な約束

両締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書八の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第八十一条 特定の約束に係る表

1 附属書八の特定の約束に係る表は、特定の約束を行った分野又は小分野に関し、次の事項を特定する。

- (a) 市場アクセスの条件及び制限
 - (b) 内国民待遇についての条件及び制限
 - (c) 追加的な約束
 - (d) 適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間
- 2 第七十八条及び第七十九条のいずれの規定にも適合しない措置は、第七十八条に関する欄に記載する。
- この場合には、その記載は、第七十九条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。
- 3 附属書八において特定の約束を行い、かつ、「SS」と記載する分野又は小分野に関し、1 (a) 及び (b) に規定する条件及び制限は、この協定の効力発生の日において実施されている適合しない措置に基づく条件及び制限に限る。
- 4 附属書八において一方の締約国が特定の約束を行い、かつ、「S」と記載する分野又は小分野に関し、市場アクセスの条件及び制限又は内国民待遇についての条件及び制限であって、この協定の効力発生の日において他方の締約国のサービス提供者について適用されているものは、当該サービス提供者にとってより制限的になるように変更又は修正されてはならない。

注釈 これらの条件及び制限の下でサービス提供者に与えられる権利については、この4の規定は、当該サービス提供者が既に当該権利を行使した限度において適用する。

第八十二条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、附属書九の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する締約国の措置については、適用しない。

第八十三条 許可、免許又は資格

一方の締約国の措置であつて、他方の締約国のサービス提供者に対する許可、免許又は資格に関連するものがサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、当該一方の締約国は、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

- (a) 客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。
- (b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c) サービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。

第八十四条 相互承認

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2 調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3 一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を、当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて、又は一方的に、承認することとする場合には、

(a) 第八十二条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b) 当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第八十五条 透明性

第三条2に規定する権限のある当局は、他方の締約国のサービス提供者の要請があつた場合には、第十六条に規定する連絡部局を通じて、第三条1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国のサービス提供者の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国のサービス提供者に情報を提供する。

注釈 両締約国がこの条の規定に基づき提供する情報は、透明性のためにのみ提供されるものであり、この章の規定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第八十六条 独占及び排他的なサービス提供者

1 各締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たりこの章の規定に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであつて当該締約国の特定の約束

に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する法人を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において当該特定の約束に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

- 3 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第八十七条 支払及び資金の移転

- 1 締約国は、次条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する經常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

- 2 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく自国の約束であつて資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第八十八条 国際収支の擁護のための制限

1 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

2 1に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (a) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。
- (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
- (c) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3 締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課し

てはならず、また、これを維持してはならない。

第八十九条 セーフガード措置

1 両締約国は、セーフガード措置の問題について、無差別の原則に基づき、サービス貿易一般協定第十条に従って行われる多角的交渉に留意する。当該多角的交渉が終了した時は、両締約国は、当該多角的交渉の結果に基づいて、この協定の適当な改正について討議することを目的として見直しを行う。

2 1に規定する多角的交渉が終了する前にこの協定の実施が特定のサービス分野において一方の締約国に実質的な悪影響を及ぼす場合には、当該一方の締約国は、そのような悪影響に対処するために適当な措置をとることを目的として、他方の締約国に対し協議を要請することができる。両締約国は、そのような協議において、特定の場合における事情を考慮する。

第九十条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であって当該他方の締約国の法人であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国のサービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であつて当該他方の締約国の法人であるものが第三国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該法人が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国のサービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第九十一条 サービスの貿易に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従つて設置されるサービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
- (b) この章の規定に関連する問題について討議すること。

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第七章 自然人の移動

第九十二条 適用範囲

1 この章の規定は、附属書十に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国に入国するものの移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2 この章の規定は、一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍、又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3 この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、附属書十に定める特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

注釈 特定の国籍又は市民権を有する自然人に対しては査証又はこれに相当するものを要求し、他の国籍又は市民権を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、附属書十に定める特定の約束に基づく利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第九十三条 定義

この章の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、締約国内に居住しているか否かを問わず、当該締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

第九十四条 特定の約束

1 一方の締約国は、この章の規定（附属書十に定める各区分における条件を含む。）に従って、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該自然人が、入国及び一時的な滞について適用される当該一方の締約国の自然人の移動に関する法令であってこの章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

2 一方の締約国は、1の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されて他方の締約国に滞在する当該一方の締約国の自然人が、当該他方の締約国の法令であってこの章の規定に反しないものに基づき当該他方

の締約国から出国することを要求される場合には、自国の法令に従い、直ちに当該一方の締約国に帰国するため適正な旅行証明書を発給する。

3 一方の締約国は、他方の締約国の自然人に対し、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在の前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

4 いずれの締約国も、附属書十に別段の定めがある場合を除くほか、1の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可するものの数について制限を課し、又は維持してはならない。

第九十五条 要件及び手続

1 一方の締約国は、前条1の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可した他方の締約国の自然人について、一時的な滞在の期間の更新、一時的な滞在の資格の変更又は就労許可証の発給に係る申請の要件及び手続を定め、公に利用可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の自然人から要請があった場合には、1に規定する要件及び手続に関する情報を提供するように努める。

3 一方の締約国は、自国の法令に従い、自国の権限のある当局が1に規定する申請について徴収する手数料

料自体がこの章の規定に基づく他方の締約国の自然人の移動に対し不当な障害とならないことを確保する。

第九十六条 自然人の移動に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される自然人の移動に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
- (b) この章の規定に関連する問題について討議すること。
- (c) 附属書十に規定する指針を採択すること。
- (d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (e) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第八章 エネルギー及び鉱物資源

第九十七条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「エネルギー・鉱物資源物品」とは、附属書十一に掲げる物品をいう。

(b) 「エネルギー・鉱物資源規制機関」とは、エネルギー・鉱物資源物品の探査、開発、生産、運用、運送、輸送若しくは分配、購入又は販売を規制し、及び管理する政府機関をいう。

(c) 「エネルギー・鉱物資源規制措置」とは、エネルギー・鉱物資源物品の探査、開発、生産、運用、運送、輸送若しくは分配、購入又は販売に直接影響を及ぼすエネルギー・鉱物資源規制機関の措置をいう。

(d) 「エネルギー・鉱物資源分野」とは、エネルギー・鉱物資源物品の探査、開発、生産、運用、運送、輸送若しくは分配、購入又は販売に関連する分野をいう。

(e) 「輸出許可手続」とは、輸出許可制度を運用するために締約国が用いる行政上の手続（「許可」というか否かを問わない。）であつて、当該締約国からの輸出に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（税関手続のためのものを除く。）を提出することを要求するものをいう。

(f) 「他方の締約国の者」とは、他方の締約国の自然人又は企業のいずれかをいう。

第九十八条 投資の促進及び円滑化

1 (a) 両締約国は、エネルギー・鉱物資源分野における両締約国間の投資の促進及び円滑化に関し、例え

ば、次の事項を通じて協力する。

- (i) 投資促進活動及び能力開発に関する効果的な方法について討議すること。
- (ii) 投資に関する情報（両締約国の法令及び政策に関する情報を含む。）の提供及び交換を円滑にすること。

- (iii) 各締約国又は両締約国の産業界の投資促進活動（特に、エネルギー・鉱物資源物品の探査、開発及び生産並びにエネルギー・鉱物資源分野における基盤施設に関連するもの）を奨励し、及び支援すること。

- (iv) 投資家のための安定した、衡平な、良好な、かつ、透明性のある条件を醸成する効果的な方法について討議すること。

- (b) この1の規定の実施及び運用については、各締約国の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

2 附属書十二は、エネルギー・鉱物資源分野における投資の促進及び円滑化に関する追加的な規定を定める。

第九十九条 輸入及び輸出の制限

1 両締約国は、エネルギー・鉱物資源物品の輸入又は輸出の禁止又は制限に関し、千九百九十四年のガットの関連規定に従う義務を再確認する。

2 一方の締約国は、エネルギー・鉱物資源物品の他方の締約国への輸出又は他方の締約国からの輸入について、千九百九十四年のガットの関連規定に基づき正当とされる禁止又は制限を導入する場合には、両締約国における通常の事業活動が混乱することを避けるため、当該他方の締約国に対し、できる限り速やかに、当該禁止又は制限についての関連情報を提供し、また、当該他方の締約国の要請があつた場合には、当該禁止又は制限に関する当該他方の締約国からの個別の質問に対して回答する。

第一百条 輸出許可手続及びその運用

一方の締約国が、エネルギー・鉱物資源物品に関し、輸出許可手続を採用し、又は維持する場合には、次のとおりとする。

- (a) 輸出許可手続に関する規則は、公平に適用し、また、公正かつ衡平な方法で運用する。
- (b) 申請書の提出のための手続に関する規則及びすべての情報（申請をする他方の締約国の者の資格を含

む。）、申請者が赴くべき行政機関並びに輸出許可の対象とされる製品の表は、できる限り速やかに、他方の締約国及び当該他方の締約国の貿易業者がこれらを知ることができるような方法で公表する。輸出許可手続に関する規則又は輸出許可の対象とされる製品の表についての例外、特別の取扱い又は変更についても、同様とする。

(c) 輸出許可が数量制限の実施以外のことを目的とする場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国及び当該他方の締約国の貿易業者が輸出許可の付与又は分配の基準を知ることができるように、十分な情報公表する。

(d) 当該一方の締約国は、他方の締約国の者が輸出許可に係る例外又は特別の取扱いを要請することを可能とする場合には、その事実をその要請の方法に関する情報及び、可能な限りにおいて、当該要請が検討されることとなる状況の記述とともに(b)の規定に従って公表する情報に含める。

(e) 当該一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、自国の法令に従い、輸出制限の運用についてのすべての関連情報を提供する。

(f) 当該一方の締約国は、輸出許可によって割当てを実施している場合には、他方の締約国に対し、割当

ての総量及びその変更を通報する。

(g) 当該一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、輸出許可手続に関する規則について当該他方の締約国との協議を行う。

(h) 当該一方の締約国における法的要件及び行政上の要件を満たしている他方の締約国のすべての者は、輸出許可の申請及び審査について等しく資格を有する。当該他方の締約国の申請者は、輸出許可の申請が承認されなかった場合において、要請したときは、その理由を示されるものとし、また、当該一方の締約国の法令又は手続により異議を申し立て、又は審査を請求する権利を有する。

第一百条 エネルギー・鉱物資源規制措置

1 各締約国は、自国のエネルギー・鉱物資源規制機関が、エネルギー・鉱物資源規制措置を適用するに当たり、当該エネルギー・鉱物資源規制措置の適用の時に存在する契約関係が混乱することを実行可能な限りにおいて避け、及び当該エネルギー・鉱物資源規制措置を秩序ある衡平な方法で実施することを確保するよう努める。

2 一方の締約国のエネルギー・鉱物資源規制機関が新たなエネルギー・鉱物資源規制措置を採用する場合

には、当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、できる限り速やかに当該エネルギー・鉱物資源規制措置を通報し、又は公表し、また、当該他方の締約国の要請があった場合には、当該エネルギー・鉱物資源規制措置に関する当該他方の締約国からの個別の質問に応ずる。

第二百二条 環境上の側面

1 各締約国は、持続可能な開発を達成するに当たり、自国が締結している環境に関する国際協定に基づく自国の義務を考慮して、自国の区域内におけるエネルギー及び鉱物資源に関連するすべての活動の有害な環境上の影響を経済上効率的な方法で回避し、又は最小にすることが重要であることを確認する。

2 各締約国は、次の事項を行う。

(a) 自国の法令に従い、エネルギー及び鉱物資源についての自国の政策の形成及び実施の過程を通じて環境に考慮を払うこと。

(b) 環境の保護に貢献する技術の移転及び普及のための良好な条件であって、知的財産権の十分かつ効果的な保護に適合したものを奨励すること。

(c) エネルギー及び鉱物資源に関連する活動の環境上の影響並びに当該影響の防止又は除去の範囲及び当

該防止又は除去に係る費用に関する啓発を促進すること。

第百三条 地域社会の開発

一方の締約国は、自国の区域内において他方の締約国の投資家がエネルギー・鉱物資源分野における投資を行う場合に、当該一方の締約国の地域社会の開発に対する当該投資家による貢献を歓迎する。

第百四条 協力

1 両締約国は、インドネシアのエネルギー・鉱物資源分野において協力する。

2 (a) 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、この条の規定に基づく協力の実施のために、必要な資金その他の資源を利用可能なものとするよう努める。

(b) この条の規定に基づく協力の費用は、両締約国が相互に合意する衡平な方法で負担する。

3 (a) この条の規定に基づく協力の範囲には、政策立案、能力開発及び技術移転を含める。

(b) この条の規定に基づく協力の形態については、実施取極で定める。

第百五条 エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置されるエネルギー及び

鉱物資源に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定に関連する問題について情報を交換すること。
- (b) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
- (c) この章の規定に関連する問題（ビジネス環境、協力、エネルギー安全保障及び開放されたかつ競争的な市場の発展に関連する問題を含む。）について討議すること。
- (d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告し、及び適当な場合には、勧告を行うこと。
- (e) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第九章 知的財産

第百六条 一般規定

1 両締約国は、貿易及び投資を更に促進することを目的として、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分に、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を行使するための措置をとる。

2 両締約国は、両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に規定する義務を履行することについての約束を再確認する。

3 各締約国は、次の国際協定の締約国でない場合には、自国の必要な手続に従い、その締約国となるよう努める。

(a) 改正された標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書

(b) 千九百六十一年十月二十六日の実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約

(c) 千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この章において「千九百九十一年のUPOV条約」という。）

第百七条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「知的財産」とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

(i) 第一百十二条から第一百十八条までの規定の対象となるもの

(ii) 貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

(b) 「ニース分類」とは、改正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定に基づいて設けられる分類をいう。

第一百八条 内国民待遇及び最恵国待遇

1 一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

2 一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

3 この条の規定の適用上、

(a) 「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同じの意味を有するものとする。

(b) 「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含める。

第百九条 手続事項

1 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、国際的な基準に従い、知的財産権に関する自国の行政上の手続を改善するための適切な措置をとる。

2 いずれの締約国も、特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願手続その他の行政上の手続において、自国の権限のある当局に提出される書類（願書、優先権の主張の基礎となる先の出願の当該権限のある当局が受理する言語への翻訳文、委任状及び譲渡証書を含む。）上の署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求することができない。

3 2の規定にかかわらず、各締約国は、次のものを要求することができる。

(a) 署名その他書類を提出した者を特定する方法が特許、実用新案登録、意匠登録又は商標登録の放棄に関するものである場合において、自国の法令が署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求する旨を定めるときは、その証明

(b) 自国の権限のある当局に提出された書類上の署名その他書類を提出した者を特定する方法が真正であることについて合理的な疑いがある場合には、証拠の提出（当該権限のある当局は、当該者に対して証

抛の提出を要求するときは、その通知に証拠の提出を要求する理由を明記する。）

4 いずれの締約国も、優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳文についての認証を要求することができない。

5 各締約国は、自国の権限のある当局における特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願手続その他の行政上の手続に係る委任状が、当該委任状において特定する一若しくは二以上の出願若しくは登録に及ぶものとすることができ、又は、選任を行う者が例外として記載した事項を除き、当該者に係る既存の及び将来のすべての出願若しくは登録に及ぶものとするができる制度を導入し、及び実施する。

6 いずれの締約国も、出願日を認めるための条件として、委任状の提出が出願と同時に完了することを要求してはならない。

7 各締約国は、産業財産権の取得及び利用を一層円滑にするため、弁理士制度又は登録知的財産権コンサルタント制度を改善するよう努める。

8 特許の出願及び付与並びにこれらについての公開は、改正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定に基づいて設けられた国際特許分類制度に従って分類される。商品及

びサービスに係る商標の登録出願及び登録並びにこれらについての公開は、ニース分類に従って分類される。

第百十条 透明性

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、次の事項を行うための適切な措置をとる。

(a) 少なくとも、特許の出願及び付与、実用新案及び意匠の登録並びに商標及び植物の新品種の登録出願及び登録に関する情報を公開し、並びにこれらに関する一件書類に含まれている情報を公に利用可能なものとすること。

(b) 税関当局が国境措置として不正商標商品又は著作権侵害物品の解放を停止することを求める申立てに関する情報を公に利用可能なものとすること。

(c) 知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の努力に関する情報（統計上の情報を含む。）その他の知的財産の保護に関する制度についての情報（特許出願並びに意匠及び商標の登録出願の審査に関する基準又は指針を含む。）を公に利用可能なものとすること。

第百十一条 知的財産の保護の啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するよう努める。

第百十二条 特許

1 各締約国は、特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連するという理由のみによって、当該特許出願が拒絶されないことを確保する。

2 各締約国は、特許出願人が、自国の法令に定める期限内に、自己の発意により、二以上の発明を含む特許出願を一定の数の特許出願に分割することができることを確保する。

3 一方の締約国は、特許出願人が他方の締約国又は第三国において同一又は実質的に同一の発明について特許出願を行った場合において、適当なときは、当該特許出願人の要請に応じて、当該特許出願人の特許出願を他の特許出願に優先して審査することを確保する。当該一方の締約国は、当該特許出願人に対し、当該要請の際に、関連する先行技術に関する調査結果又は他方の締約国若しくは第三国において行われた特許出願に関する最終決定であって、当該他方の締約国若しくは当該第三国の特許に関する行政当局によ

るもの（以下この条において「最終決定」という。）の写しを提出するよう求めることができる。

4 自国において特許出願を行った特許出願人に対し、自国の法令の関連規定に従い、当該特許出願人が他方の締約国又は第三国において行った同一又は実質的に同一の発明についての特許出願に関する最終決定の写しを提出するよう求める一方の締約国は、3の規定にかかわらず、当該特許出願人が当該最終決定の写しを提出する場合には、当該特許出願人の特許出願を他の特許出願に優先して審査する。

5 各締約国は、いかなる者も、特許出願の請求の範囲に記載されている発明の新規性又は進歩性を否定し得る情報を、当該特許出願が係属している間に、特許に関する行政当局に対し書面により提出することができることを確保する。各締約国は、適当な場合には、当該特許出願の審査に当たり、当該情報を考慮する。

6 各締約国は、特許出願人が、特許に関する行政当局による特許出願の拒絶査定に対する不服審判請求を行った後に、自国の法令に従い、一定の期間内に、当該特許出願の補正をすることができることを確保する。

7 各締約国は、少なくとも次の行為が、特許権者の承諾を得ることなく行われる場合には、特許権を侵害

するものとみなすことを定める。

(a) 物の発明についての特許の場合において、商業上の目的のために、専ら当該物の生産に使用される物の生産、譲渡、貸渡し、輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

(b) 方法の発明についての特許の場合において、商業上の目的のために、専ら当該発明の実施に使用される物の生産、譲渡、貸渡し、輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

第百十三条 意匠

1 各締約国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。各締約国は、意匠が既知の意匠と著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定める。

2 各締約国は、同一又は実質的に同一の意匠に関連する二以上の意匠登録出願が異なる日に行われた場合には、最初に意匠登録出願を行った意匠登録出願人のみが当該意匠の登録を受けることができることを確保する。

3 各締約国は、物品の全体及び部分について、意匠の十分かつ効果的な保護を確保する。

4 各締約国は、保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が当該保護されている意匠と同一又は類似の意匠を用いており、又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し、又は輸入することを防止する権利を有することを確保する。

5 各締約国は、意匠に関する行政当局による意匠登録出願の拒絶査定に対する不服審判請求を当該行政当局に対して行うことができる制度を設けるよう努める。

第百十四条 商標

1 各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該登録された商標の権利者が、その使用を防止する排他的権利を有することを確保する。

2 各締約国は、いずれかの締約国において他の者の商品又はサービスを示すものとして広く認識されている商標と同一又は類似の商標が、不正な意図、特に、不正な利益を得る意図又は当該他の者に損害を与える意図で使用される場合には、その使用の結果として混同を生じさせるおそれがあるか否かを問わず、当

該同一又は類似の商標の登録を拒絶し、又は取り消す。

3 各締約国は、同一又は類似の商品又はサービスに使用される同一又は類似の商標に係する二以上の商標登録出願が異なる日に行われた場合には、最初に商標登録出願を行った商標登録出願人のみが当該商標の登録を受けることができることを確保する。

4 各締約国は、二以上の商品又はサービスについての商標登録出願の場合には、当該商品又はサービスがニース分類の一の類に属するか二以上の類に属するかにかかわらず、一の願書で行うことができることを確保する。

5 各締約国は、商標登録の更新の申請書を提出することができ、及び更新のための料金を支払うことができる期間が、更新が行われるべき日の六箇月以上前に開始し、かつ、当該更新が行われるべき日の六箇月以上後に終了することを確保する。

第百十五条 著作権及び関連する権利

1 各締約国は、著作者に対し、改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約及び千九百九十六年十二月二十日の著作権に関する世界知的所有権機関条約（以下この条

において「著作権に関する世界知的所有権機関条約」という。）に基づいて保護されるすべての排他的権利を与える。

2 各締約国は、実演家及びレコード製作者に対し、千九百九十六年十二月二十日の実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（以下この条において「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」という。）に基づいて保護されるすべての排他的権利を与える。

3 各締約国は、放送機関及び有線放送機関に対し、自国の法令に従い、それぞれその放送及び有線放送の固定を許諾し、又は禁止する権利を与える。

4 各締約国は、著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関し、十分かつ効果的な法的救済の措置を講ずる。民事上の救済については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関しても、同様とする。

(a) 電磁的な権利管理情報を権限なく除去し、又は改変すること。

(b) 電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、著作物の複

製物、実演又は固定された実演若しくはレコードの複製物を権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により利用が可能となる状態に置くこと。

5 各締約国は、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体の発展を促進するために必要な措置をとる。

6 この条の規定の適用上、

(a) 著作者の権利に関する「権利管理情報」とは、著作権に関する世界知的所有権機関条約第十二条に規定する権利管理情報と同一の意味を有するものとする。

(b) 実演家及びレコード製作者の権利に関する「権利管理情報」とは、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約第十九条に規定する権利管理情報と同一の意味を有するものとする。

第百十六条 植物の新品種

各締約国は、千九百九十一年のUPOV条約に適合する効果的な植物品種保護制度により、すべての植物の種類に対する保護を与える。

第百十七条 不正競争行為

1 各締約国は、不正競争行為に対する効果的な保護を与える。

2 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。

3 特に、次の事項は、不正競争行為として禁止される。

(a) いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為

(b) 競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張

(c) 商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

(d) 商標権者の代理人又は代表者が、正当な理由なく、かつ、当該商標権者の承諾を得ることなく、その権利に係る商標と同一若しくは類似の商標を当該権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該同一若しくは類似の商標を使用した当該権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは

電気通信回線を通じて提供し、若しくは当該同一若しくは類似の商標を使用して当該権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

4 次の行為も、不正競争行為として禁止することができる。

(a) 自己の商品表示その他の表示として他の者の著名な商品表示その他の表示と同一若しくは類似の商品表示その他の表示を使用し、又は当該同一若しくは類似の商品表示その他の表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

(b) 他の者の商品の形態を模倣する商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為（各締約国の法令に定める場合を除く。）

(c) 不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、当該他の者の商品若しくはサービスについての特定の表示と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

5 各締約国は、不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済措置を設ける。特に、各締約国

は、自国の法令に定める場合を除くほか、不正競争行為により営業上の利益が影響を受けると考える者が、訴えを提起し、及び当該不正競争行為の差止め、当該不正競争行為を構成する物品の廃棄、当該不正競争行為のために使用された設備の除去又は当該不正競争行為の結果生じた損害の賠償を請求することができることを確保する。

第百十八条 開示されていない情報の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護することを確保する。

第百十九条 国境措置に係る権利行使

1 各締約国は、不正商標商品又は著作権侵害物品が輸入され、又は輸出されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続を採用する。

2 1の規定に基づく輸入に関する停止の場合、輸入者及び権利者は、当該停止について速やかに通知を受ける。1の規定に基づく輸出に関する停止の場合、輸出者及び権利者は、当該停止について速やかに通知

を受ける。

3 各締約国は、例外的な場合を除くほか、自国の権限のある当局が不正商標商品又は著作権侵害物品の積戻しを許容しないことを確保する。

第二百十条 民事上の救済に係る権利行使

1 各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行っていることを知りつつ又は知るべき合理的な理由を有しつつ当該侵害活動を行った者による知的財産権の侵害に起因して当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

2 各締約国は、知的財産権の侵害に対する効果的な民事上の救済措置を提供するために、必要に応じて自国の司法制度を改善するよう努める。

第二百十一条 刑事上の制裁に係る権利行使

各締約国は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、集積回路の回路配置利用権、著作権及び関連する権利並びに植物育成者権の故意による商業的規模の侵害に対して、適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰

金を含める。

第二百二十二条 協力

- 1 両締約国は、両締約国間の貿易及び投資の更なる促進を追求する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識し、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、知的財産の分野において協力する。この条の規定に基づく協力を要する費用は、できる限り衡平な方法で負担する。
- 2 この条の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

第二百二十三条 知的財産に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
- (b) 知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、知的財産に関するあらゆる問題について討議すること。
- (c) 次の事項について意見を交換すること。

- (i) 遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承の保護
- (ii) インターネット・サービス・プロバイダの責任
- (d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (e) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第十章 政府調達

第二百二十四条 情報の交換

1 一方の締約国は、自国の法令に従うことを条件として、政府調達に係る自国の法令、政策及び慣行並びに現行の政府調達制度の改革に関する情報についての他方の締約国からの妥当な要請に適時に応ずる。

2 1の規定に基づく情報の交換は、次の政府当局を通じて円滑にするものとする。

- (a) 日本国については、外務省
- (b) インドネシアについては、国家開発企画庁（BAPPENAS）

第二百二十五条 政府調達に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される政府調達に関

する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
- (b) 政府調達に関する法令、政策及び慣行その他相互に合意する問題について意見を交換すること。
- (c) 政府調達の分野において両締約国の関係団体の間の協力を円滑にする方法について討議すること。
- (d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (e) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

2 小委員会における締約国政府の代表者の構成に関する自国の決定は、前条2に規定する自国の政府当局によって円滑にするものとする。

第十一章 競争

第二百二十六条 反競争的行為に対する取組による競争の促進

各締約国は、自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の法令に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進する。

注釈 この章の規定の適用上、「反競争的行為」とは、いずれかの締約国の競争法令の下で罰則又は排除

に係る措置の対象とされる行動又は取引をいう。

第二百二十七条 競争の促進に関する協力

1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為に対する取組による競争の促進並びに競争政策の強化及び競争法令の実施のための能力開発に関して協力する。

2 この条の規定に基づく協力の詳細及び手続については、実施取極で定める。

第二百二十八条 無差別待遇

各締約国は、同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争法令を適用する。

第二百二十九条 手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為に対して取り組むため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第二百三十条 第九条2の規定の不適用

第九条2の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十二章 ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進

第三百三十一条 基本原則

1 両締約国は、両締約国の企業による貿易及び投資の活動を促進するために一層良好なビジネス環境を創出することについて両締約国が関心を有していることを確認し、両締約国におけるビジネス環境の整備に関する問題に取り組むため、及び両締約国の企業におけるビジネスを行う上での信頼の増進を円滑にするため、随時協議する。

2 各締約国は、自国の法令に従い、両締約国において事業活動を遂行する両締約国の企業の利益のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。

3 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、自国におけるビジネス環境を一層整備するための協力を促進し、及び必要な措置（第十五条1(j)及び第三百三十三条に定める枠組みの設置を含む。）をとる。

第三百三十二条 ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置されるビジネス環境

の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a) 次条の規定に従って設置されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所が報告する所見を必要な場合には考慮し、及び関連する他の小委員会又は既存の枠組みの作業との不必要な重複を避けるため当該他の小委員会又は当該枠組みと協力して、小委員会が適当と認めるビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関連する問題に取り組むこと。

(b) 両締約国に対し、(a)に規定する任務について所見を報告し、及び勧告（両締約国がとるべき措置を含む。）を行うこと。両締約国は、そのような勧告を考慮する。小委員会は、両締約国に対し勧告を提出する前に合同委員会と協議することができる。

(c) 適当な場合には、(b)に規定する勧告の実施の状況について見直しを行うこと。

(d) 適当な場合には、(b)に規定する勧告及び(c)に規定する見直しの結果を適当な方法で両締約国の企業が利用することができるようにすること。

(e) 合同委員会に対し、(b)に規定する勧告並びにこの章の規定の実施及び運用に関するその他の所見を報

告すること。

(f) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

2 小委員会のその他の詳細については、実施取極で定めることができる。

第三百三十三条 ビジネス環境の整備に関する連絡事務所

1 各締約国は、この章の目的のため、ビジネス環境の整備に関する連絡事務所を指定し、及び維持する。

2 ビジネス環境の整備に関する連絡事務所の任務その他の詳細については、実施取極で定めることができる。

第十三章 協力

第三百三十四条 基本原則

両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を自由化し、及び円滑化し、並びに両締約国の国民の福祉を増進することを目的として、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを促進する。このため、両締約国は、次の分野において、両締約国政府間で協力し、並びに必要な場合には両締約国政府以外の当事者間の協力を奨励し、及び円滑にする。

- (a) 製造業
- (b) 農業、林業及び漁業
- (c) 貿易及び投資の促進
- (d) 人材養成
- (e) 観光
- (f) 情報通信技術
- (g) 金融サービス
- (h) 政府調達
- (i) 環境
- (j) 両締約国が相互に合意するその他の分野

注釈 税関手続、エネルギー及び鉱物資源、知的財産並びに競争の分野における協力については、それぞれ、第四章、第八章、第九章及び第十一章において規定する。

第三百三十五条 協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定めることができる。

第三百三十六条 協力の費用

- 1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、この章の規定に基づく協力の実施のために、必要な資金その他の資源を利用可能なものとするよう努める。

- 2 この章の規定に基づく協力の費用は、両締約国が相互に合意する衡平な方法で負担する。

第三百三十七条 協力に関する小委員会

- 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) 協力に関する情報を交換すること。
- (b) この章の規定の実施及び運用について、見直し及び監視を行い、並びに指針を与えること。
- (c) 更なる協力の方法を特定すること。
- (d) この章の規定に関連する問題について討議すること。
- (e) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(f) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

2 小委員会は、政府開発援助に関する協議の枠組みその他の両締約国間の協力のための制度を尊重するものとし、また、適当な場合には、協力活動及び事業の効果的かつ効率的な実施を確保するため、そのような枠組み及び制度との間で、情報を共有し、及び調整する。

第十四章 紛争解決

第三百三十八条 適用範囲

1 この章の規定は、この協定の解釈又は適用から生ずる両締約国間の紛争の解決について適用する。

2 1の規定にかかわらず、この章（次条を除く。）の規定は、第四百条及び第二百二十二条並びに第十章から前章までの規定については、適用しない。

3 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

4 3の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続

を利用することはできない。

第三百三十九条 一般原則

この協定の解釈又は適用から生ずる両締約国間の紛争は、可能な限り、平和的かつ友好的に解決する。

第四百十条 協議

1 一方の締約国は、この協定の解釈又は適用から生ずるいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2 一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、その要請に応ずるものとし、当該要請が受領された日の後六十日以内に誠実に協議を開始する。腐敗しやすい物品に関する協議の場合には、当該他方の締約国は、当該要請が受領された日の後二十日以内に協議を開始する。

3 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、協議は、秘密のものとして取り扱う。協議は、その後の手続においていずれの締約国の権利も害するものではない。

第四百十一条 あっせん、調停又は仲介

1 いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国

の合意により、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2 両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あつせん、調停又は仲介を継続することができる。

3 あつせん、調停又は仲介に係る手続及びこれらの手続において両締約国がとる立場は、秘密のものとして取り扱うものとし、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利も害するものではない。

第四百十二条 仲裁裁判所の設置

1 第四百十条の規定に基づいて協議を要請した締約国であつて申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、申立てを受けた締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、当該申立てを受けた締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又はこの協定に基づく義務に反する措置をとった結果、申立てを行った締約国が、この協定に基づいて自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a) 協議の要請が受領された日の後六十日以内に、又は腐敗しやすい物品に関する協議の場合には二十日

以内に、当該申立てを受けた締約国が協議を開始しない場合

(b) 協議の要請が受領された日の後九十日以内に、又は腐敗しやすい物品に関する協議の場合には五十日以内に、両締約国が協議により紛争を解決することができない場合

2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a) 違反があつたとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠

(b) 申立ての根拠とされる事実

3 仲裁裁判所は、三人の仲裁人から成るものとし、当該仲裁人は、適切な技術的又は法的知見を有するべきである。

4 各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

5 両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後六十日以内に、4の規定に従って提案された候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。

6 いずれかの締約国が4の規定により仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が5の規定により第三の仲裁人を任命することができない場合には、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人は、十五日以内に、4の規定に従って提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

7 仲裁裁判所の設置の日は、裁判長が任命された日とする。

第四百十三条 仲裁裁判所の任務

1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a) 必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b) この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

(c) 裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。

2 仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所

が必要かつ適当と認める情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。

3 仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し意見書の提出を要請することができる。

4 仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により、又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国との協議の上選定することができる。ただし、当該専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

第四百四十四条 仲裁裁判手続

1 仲裁裁判は、非公開とする。

2 仲裁裁判手続の場所は、両締約国の合意により決定されるものとし、また、そのような決定が行われな

い場合には、仲裁裁判手続は、両締約国において交互に行う。

3 仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

4 3の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができ、ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出する。

5 両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

6 仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて行うものとする。

7 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）の特定の部

分を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

8 仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

9 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

10 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第四百四十五条 仲裁裁判手続の停止及び終了

1 仲裁裁判所は、両締約国が合意する場合にはいつでも、十二箇月を超えない期間その検討を停止することができる。この場合には、前条7及び8並びに次条8に定める期間は、その検討が停止された期間延長されるものとする。仲裁裁判手続は、いずれかの締約国の要請により、いつでも再開することができる。

仲裁裁判所の検討が十二箇月を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意を

する場合を除くほか、その設置の根拠を失う。

- 2 両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、裁判長に対し共同で通報することにより、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第四百六条 裁定の実施

- 1 申立てを受けた締約国は、第四百四十四条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。
- 2 申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、当該裁定を実施するための期間を申立てを行った締約国に通報する。当該申立てを行った締約国は、通報された期間が受け入れられないと認める場合には、相互に満足すべき期間に合意するため、当該申立てを受けた締約国に対し協議を要請することができ。そのような要請が受領された日から三十日以内に相互に満足すべき期間について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。
- 3 申立てを受けた締約国は、2の規定により決定された期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、代償その他の代替措置を通じて相互に満足すべき解決に達するため、当該期間の満了までに申立てを行った締約国と協議を開始する。当該期間の満了の日の後三十日以内に満足すべき解決について合

意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に対し通報することができる。

4 申立てを行った締約国は、申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

5 申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、4の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行った締約国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に対し通報することができる。

6 3及び5に規定する譲許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a) 当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(b) 一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときに解除されること。

(c) 裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d) 当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もつとも、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

7 申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について3、5又は6に規定する条件が満たされていないと認める場合には、当該申立てを行った締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行った締約国は、そのような要請が受領された日の後十日以内に協議を開始する。この7の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、当該問題を仲裁裁判所に付託することができる。

8 この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条の規定を適用するために

設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第四百四十二条4から6までの規定に従って任命する。この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該裁定は、両締約国を拘束する。

第四百四十七条 期間の変更

この章に定めるいかなる期間も、両締約国の合意により変更することができる。

第四百四十八条 費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十五章 最終規定

第四百四十九条 目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第四百五十条 附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第五百十一条 一般的な見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しをこの協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年に行うものとし、その後においては五年ごとに行う。

第五百十二条 改正

1 この協定は、両締約国の合意により改正することができる。

2 その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

3 2の規定にかかわらず、改正が附属書二又は附属書三のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。

第五百十三条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了

しない限り、効力を有する。

第百五十四条 終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千七年八月二十日にジャカルタで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

安倍晋三

インドネシア共和国のために

S・B・Yudhono